

教育民生常任委員会資料

1. 詫間中学校体育館改築事業

(農道水路の払い下げ)

2. 下請名簿

(下高瀬小学校改築事業)

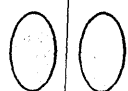
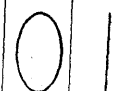
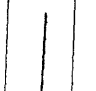

3. その他

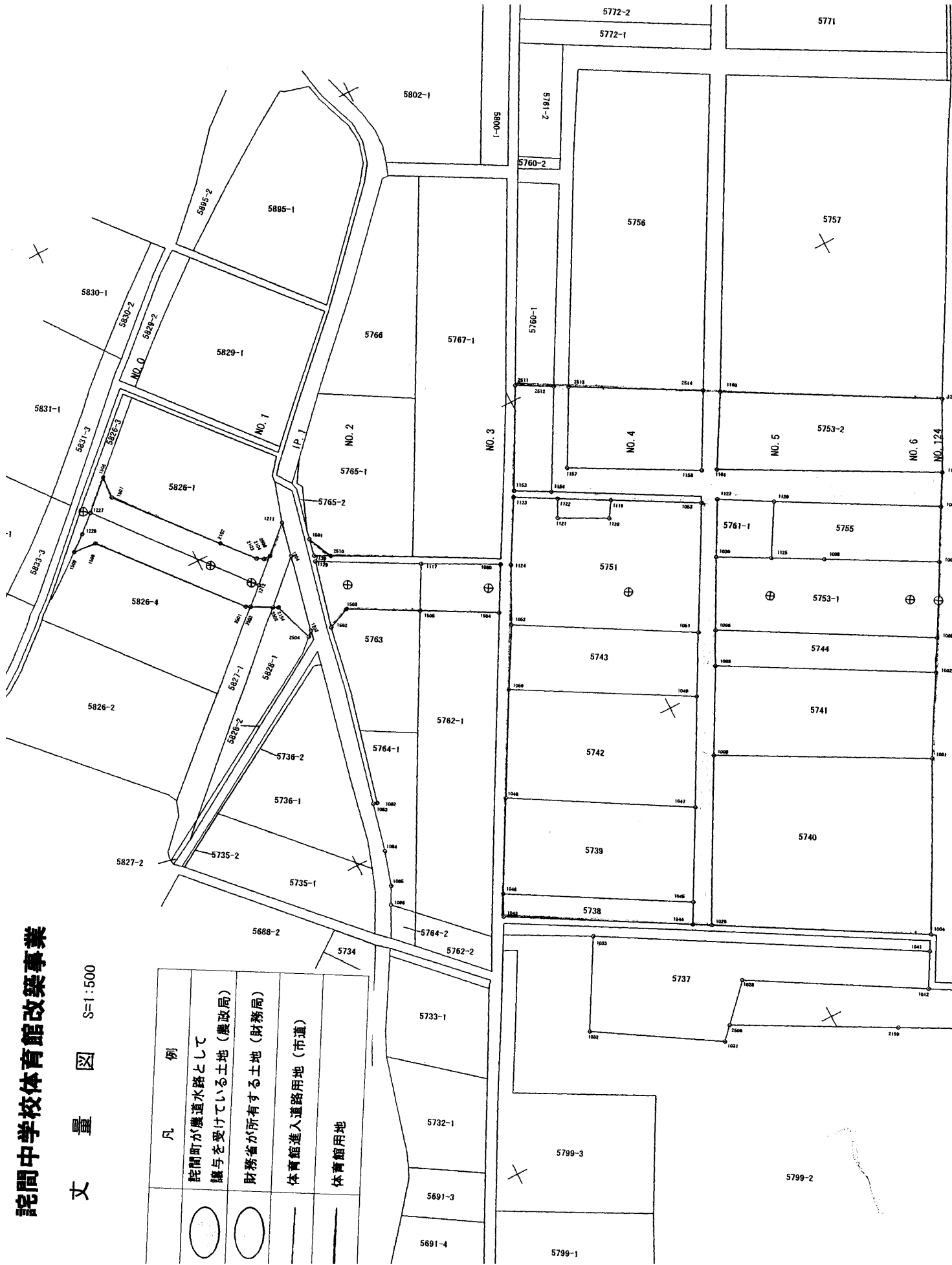
三豊市教育委員会事務局教育総務課

平成19年12月12日

詫間中学校体育館改築事業

丈量図 S=1:500

凡例
 詫間町が農道水路として譲与を受けている土地 (農政局)
 財務省が所有する土地 (財務局)
 体育館進入道路用地 (市道)
 体育館用地



下 請 通 知 書

平成19年1月30日

契約担当者
三豊市長 横山 忠始 殿

住 所 香川県三豊市尾幸15番地1
 商号又は名称 菅・富士・建設共同企業体
 代表者氏名 代表者 株式会社菅組
 代表取締役 菅 三磯 夫

次の工事について、次のとおり下請契約を締結したので、三豊市工事請負契約約款第7条第1項の規定に基づき、通知します。

1 工事名等

工 事 名	三豊市立下高瀬小学校改築建築工事
工 期	自 平成18年12月22日 至 平成20年1月31日
請負代金額	¥730,800,000-

2 下請負契約の内容

下請負人の 商号又は名称	住 所	代表者 氏名	下請負代金 額(円)	下請負契約に係る工事内容 (種別、数量)	工 期	主任 技術者名
㈱大建	徳島県三好郡東みよし町 昼間521番地	小井 克之		地業工事(杭)	(自)平成19年3月8日 (至)平成19年3月31日	山下 浩次
ハンド・レテック㈱	香川県高松市 鶴市町1番地	坂東 昭		解体、移設工事	(自)平成19年1月29日 (至)平成19年10月31日	市原 毅士
トーヨースキウエ㈱	香川県観音寺市 柞田町丁93番地18	濱本 勝秋		仮設工事	(自)平成19年2月13日 (至)平成19年12月31日	合田 和正
合 計						

(注意)

- 下請負契約を行う場合は、下記事項に留意すること。
 - 下請負代金の額が500万円以上(建築の場合は1,500万円以上の工事又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事)の工事にあっては、建設業法第26条の2の規定により、当該建設工事に係る建設業の許可を受けている者であること。
 - 三豊市建設工事指名停止措置要領に基づく指名停止中の者は、市工事の下請負人にはなれないこと。
 - 建設業法第22条の規定により、一括下請負は禁止されていること。
 - 元請工事における下請代金額の合計が3,000万円以上(建築の場合は4,500万円以上)の場合は、特定建設業の許可を取得していること。
 - 下請工事であっても、請負代金額が2,500万円以上(建築の場合は5,000万円以上)の場合は、その工事の主任技術者は専任でなければならないこと。
- 工事1件の請負金額が100万円を超える工事を下請負施工した場合は、必ず提出することとし、二次以降の下請負契約がある場合には、元請負者に通知のあった写しも提出すること。ただし、下請負施工が予定されているが、内容が未定の場合には「2 下請負契約の工事内容」欄に「未定」とし、予定種別を記載して提出すること。また、下請負施工しない場合にあっては、「該当なし」と記載して提出することとする。
- 工事内容欄については、種別名、数量を記載する。なお、下請負工事の内容を明確にするため、種別、数量を明示した図面を添付すること。ただし、添付図面については、小額工事等で契約担当者が不要と認めた場合は提出しなくてよい。
- 下請負契約の工事内容を変更した場合は、別に定める変更通知書を提出すること。
- 建設業法第19条に基づく下請負契約書(二次以降も含む)を添付すること。
- 記載する枠は、所要の工事内容が記載できるよう適宜拡大して使用することとし、2ページとなってもよい。
- 下請負人が香川県外に本店を有する者である場合は、その理由を記載した理由書(任意様式)を添付すること。

下 請 通 知 書

平成 年 月 日

契約担当者
三豊市長 横山 忠始 殿

住 所 香川県三豊市仁尾町仁尾辛15番地1
商号又は名称 菅・富士・神託建設共同企業体
代表者氏名 代表者 株式会社 菅組
代表取締役 菅 磯 夫 印

次の工事について、次のとおり下請契約を締結したので、三豊市工事請負契約約款第7条第1項の規定に基づき、通知します。

1 工事名等

工 事 名	三豊市立下高瀬小学校改築建築工事
工 期	自 平成18年12月22日 至 平成20年1月31日
請負代金額	¥730,800,000-

2 下請負契約の内容

下請負人の 商号又は名称	住 所	代表者 氏名	下請負代金 額(円)	下請負契約に係る工事内容 (種別、数量)	工 期	主任 技術者名
(有)藤川組	香川県観音寺市大野原町 大野原6254番地2	藤川 貞雄		土工事	(自)平成19年3月27日 (至)平成19年6月30日	藤川 貞雄
(有)藤川組	香川県観音寺市大野原町 大野原6254番地2	藤川 貞雄		コンクリート工事	(自)平成19年4月27日 (至)平成19年11月30日	藤川 貞雄
(有)藤川組	香川県観音寺市大野原町 大野原6254番地2	藤川 貞雄		外構工事	(自)平成19年2月3日 (至)平成19年3月7日	藤川 貞雄
(有)藤川組	香川県観音寺市大野原町 大野原6254番地2	藤川 貞雄		別途追加工事	(自)平成19年3月8日 (至)平成19年3月26日	藤川 貞雄
四国シワサービス(株)	香川県綾歌郡宇多津町 東分1941	濱田 和秀		仮設工事	(自)平成19年4月6日 (至)平成19年5月31日	樽谷 直樹
(有)共同鉄筋	香川県善通寺市善通寺町 2663	小笠原太志		鉄筋工事	(自)平成19年3月30日 (至)平成19年12月31日	右城 勲
(有)共同鉄筋	香川県善通寺市善通寺町 2663	小笠原太志		別途追加工事	(自)平成19年3月30日 (至)平成19年4月30日	右城 勲
(株)松考建設	徳島県美馬郡つるぎ町 半田宇田井80番地1	松考 浩		型枠工事	(自)平成19年4月6日 (至)平成20年1月20日	坂本 勝
(株)精工舎	香川県木田郡三木町 池戸2443番地1	圖子 泰		鋼製建具工事	(自)平成19年7月1日 (至)平成20年1月20日	川西 義彦
三和シャッター工業(株)	香川県仲多度郡多度津町 山階2131	長野 敏文		鋼製建具工事	(自)平成19年7月1日 (至)平成20年1月20日	沢崎 靖昌
シンコユニ(株)	香川県綾歌郡綾川町 千疋4343	福本 富雄		屋根工事	(自)平成19年10月1日 (至)平成19年12月28日	藤川 信吾
四国シワサービス(株)	香川県綾歌郡宇多津町 東分1941	濱田 和秀		仮設工事	(自)平成19年1月29日 (至)平成20年1月20日	樽谷 直樹
(株)渡辺鉄工所	徳島県三好市井川町 西井川3番地	渡辺 啓二		鉄骨工事	(自)平成19年10月15日 (至)平成19年12月28日	渡辺 福夫
四国シワサービス(株)	香川県綾歌郡宇多津町 東分1941	濱田 和秀		仮設工事	(自)平成19年5月25日 (至)平成20年1月20日	樽谷 直樹

下 請 通 知 書

平成 年 月 日

契約担当者
三豊市長 横山 忠始 殿

住 所 香川県三豊市仁尾町仁尾辛15番地1
商号又は名称 菅・富士・神詫建設共同企業体
代表者氏名 代表者 株式会社 菅組
代表取締役 菅 磯 夫 印

次の工事について、次のとおり下請契約を締結したので、三豊市工事請負契約約款第7条第1項の規定に基づき、通知します。

1 工事名等

工 事 名	三豊市立下高瀬小学校改築建築工事
工 期	自 平成18年12月22日 至 平成20年1月31日
請負代金額	¥730,800,000-

2 下請負契約の内容

下請負人の 商号又は名称	住 所	代表者 氏名	下請負代金 額(円)	下請負契約に係る工事内容 (種別、数量)	工 期	主任 技術者名
(有)三野組	香川県観音寺市流岡町 703	三野 昭		左官工事	(自)平成19年4月27日 (至)平成20年1月20日	三野 正彦
(株)富士	香川県三豊市豊中町 本山甲1258番地1	藤田 繁		硝子工事	(自)平成19年9月20日 (至)平成20年1月20日	山西 淳士
(株)日新建工	香川県丸亀市田村町 625	三崎 義一		防水工事	(自)平成19年10月20日 (至)平成20年1月20日	業天 克治
(有)富士商会	香川県三豊市仁尾町 仁尾丁720番地4	藤川 巧		発泡ウレタン吹付工事	(自)平成19年9月1日 (至)平成19年11月30日	藤川 巧
菱電エレベーター施設(株) 四国支店	香川県高松市城東町 1丁目9番17号	中越 啓典		昇降機設備工事	(自)平成19年9月1日 (至)平成20年1月20日	藍谷 雅生
(株)北村塗装店	香川県高松市成合町 679-1	北村 隆昌		塗装工事	(自)平成19年11月1日 (至)平成20年1月20日	佐立 学
四国シワサービス(株)	香川県綾歌郡宇多津町 東分1941	濱田 和秀		仮設工事	(自)平成19年7月16日 (至)平成19年12月10日	樽谷 直樹
(株)富士	香川県三豊市豊中町 本山甲1258番地1	藤田 繁		システム家具工事	(自)平成19年12月10日 (至)平成20年1月20日	山西 淳士
(株)富士	香川県三豊市豊中町 本山甲1258番地1	藤田 繁		タイル工事	(自)平成19年10月1日 (至)平成20年1月20日	宝田 雅子
(株)ビルド	香川県仲多度郡多度津町 北鴨3丁目3-35	吉田 安徳		軽鉄・内装工事	(自)平成19年8月30日 (至)平成20年1月20日	塩田 誠治
(株)ビルド	香川県仲多度郡多度津町 北鴨3丁目3-35	吉田 安徳		木工事	(自)平成19年9月3日 (至)平成20年1月20日	塩田 誠治
(有)タマハ工芸	香川県三豊市三野町 下高瀬1179番地2	長尾 眞次		家具工事	(自)平成19年9月21日 (至)平成20年1月20日	貞弘 洋次
鹿島道路(株) 香川営業所	香川県高松市檀紙町 1241番地の1	綾田 宏昭		外構工事	(自)平成19年10月11日 (至)平成20年1月20日	飯間 清一
(株)サカワ	愛媛県東温市 南方2215-1	坂和寿々子		黒板・掲示板工事	(自)平成19年9月18日 (至)平成20年1月20日	佐川 秀次

下 請 通 知 書

平成 年 月 日

契約担当者
三豊市長 横山 忠始 殿

住 所 香川県三豊市仁尾町仁尾辛15番地1
商号又は名称 菅・富士・神詫建設共同企業体
代表者氏名 代表者 株式会社 菅組
代表取締役 菅 磯 夫 印

次の工事について、次のとおり下請契約を締結したので、三豊市工事請負契約約款第7条第1項の規定に基づき、通知します。

1 工事名等

工 事 名	三豊市立下高瀬小学校改築建築工事
工 期	自 平成18年12月22日 至 平成20年1月31日
請負代金額	¥730, 800, 000-

2 下請負契約の内容

下請負人の 商号又は名称	住 所	代表者 氏名	下請負代金 額(円)	下請負契約に係る工事内容 (種別、数量)	工 期	主任 技術者名
(株)幸和商会	香川県高松市扇町 56番地1号	西浦 光		内装工事	(自)平成19年12月1日 (至)平成20年1月20日	川城 邦陽
合 計						

下 請 通 知 書

平成19年3月27日

契約担当者
三豊市長 横山 忠始 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

観音寺市坂本町五丁目15番33号
株式会社 四電工 観音寺営業所
所長 大西 正 夫



次の工事について、次のとおり下請契約を締結したので、三豊市工事請負契約約款第7条第1項の規定に基づき、通知します。

1 工事名等

工 事 名	三豊市立下高瀬小学校改築電気設備工事
工 期	自 平成19年 1月10日 至 平成20年 1月31日
請負代金額	¥67,830,000.-

2 下請負契約の内容

下請負人の 商号又は名称	住 所	代表者 氏名	下請負代金 額(円)	下請負契約に係る工事内容 (種別、数量)	工 期	主任 技術者名
㈲讃工電機	三豊市高瀬町 下麻1817-1	尾畑保憲		電気設備工事	(自)平成19年 5月 1日 (至)平成20年 1月31日	尾畑保憲
日電工業(株)	高松市番町2丁目 10番1号	小崎俊雄		弱电設備	(自)平成19年10月20日 (至)平成20年 1月31日	泉 正実
沖電気防災(株)	高松市塩上町 10番地5	國方和雄		防災設備	(自)平成19年10月 1日 (至)平成20年 1月31日	國方和雄
合 計						

(注意)

1 下請負契約を行う場合は、下記事項に留意すること。

- (1) 下請負代金の額が500万円以上(建築の場合は1,500万円以上の工事又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事)の工事にあっては、建設業法第26条の2の規定により、当該建設工事に係る建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 三豊市建設工事指名停止措置要領に基づく指名停止中の者は、市工事の下請負人にはなれないこと。
- (3) 建設業法第22条の規定により、一括下請負は禁止されていること。
- (4) 元請工事における下請代金額の合計が3,000万円以上(建築の場合は4,500万円以上)の場合は、特定建設業の許可を取得していること。
- (5) 下請工事であっても、請負代金額が2,500万円以上(建築の場合は5,000万円以上)の場合は、その工事の主任技術者は専任でなければならないこと。

2 工事1件の請負金額が100万円を超える工事を下請負施工した場合は、必ず提出することとし、二次以降の下請負契約がある場合には、元請負者に通知のあった写しも提出すること。ただし、下請負施工が予定されているが、内容が未定の場合には「2 下請負契約の工事内容」欄に「未定」とし、予定種別を記載して提出すること。また、下請負施工しない場合にあっては、「該当なし」と記載して提出することとする。

3 工事内容欄については、種別名、数量を記載する。なお、下請負工事の内容を明確にするため、種別、数量を明示した図面を添付すること。ただし、添付図面については、小額工事等で契約担当者が不要と認めた場合は提出しなくてよい。

4 下請負契約の工事内容を変更した場合は、別に定める変更通知書を提出すること。

5 建設業法第19条に基づく下請負契約書(二次以降も含む)を添付すること。

6 記載する枠は、所要の工事内容が記載できるよう適宜拡大して使用することとし、2ページとなってもよい。

7 下請負人が香川県外に本店を有する者である場合は、その理由を記載した理由書(任意様式)を添付すること。

下 請 通 知 書

平成 19 年 3 月 28 日

契約担当者

三豊市長 横山 忠始 殿

住 所 高松市春町2丁目16番3号
 商号又は名称 扶桑建設工業株式会社高松本店
 代表者氏名 常務取締役 大塚忠夫
 高松本店長



次の工事について、次のとおり下請契約を締結したので、香川県工事業請負契約約款第7条第1項の規定に基づき、通知します。

1 工事名等

工事名	三豊市下高瀬小学校改築機械設備工事
工 期	自 平成 19 年 1 月 10 日 至 平成 20 年 1 月 31 日
請負代金額	¥10,920,000—

2 下請契約の内容

下請負人の 商号又は名称	住 所	代表者氏名	下請負代金額(円)	下請負契約に係る工事内容 (種別、数量)	工 期	主任 技術者名
知事一般 5081 南南山設備	三豊市高瀬町 上麻 150-5	宮崎 淳		空調,換気,給排水衛生消 火配管工事	H19.3.15 ~ H20.1.31	宮崎 淳
知事一般 2848 南野崎保温	仲多度郡満濃 町東高篠 358	野崎博明		空調,衛生配管保温工事	H19.8.1 ~ H20.1.31	野崎博明
知事一般・ 16・3669 南ダックス	三豊市高瀬町 下勝間 1643-3	大前充生		浄化槽工事	H19.1.10 ~ H20.1.31	林 康平
合 計						

(注) 1 下請負契約を行う場合は、下記事項に留意すること。

- 下請負代金の額が 500 万円以上(建築の場合は 1,500 万円以上の工事又は延べ面積が 150 ㎡以上の木造住宅工事)の工事にあつては、建設業法第 26 条の 2 の規定により、当該建設工事に係る建設業の許可を受けている者であること。
 - 三豊市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止中の者は、市工事の下請負人にはなれないこと。
 - 建設業法第 22 条の規定により、一括下請負は禁止されていること。
 - 元請工事における下請代金額の合計が 3,000 万円以上(建築の場合は 4,500 万円以上)の場合は、特定建設業の許可を取得していること。
 - 下請工事であっても、請負金額が 2,500 万円以上(建築の場合は 5,000 万円以上)の場合は、その工事の主任技術者は専任でなければならないこと。
- 工事 1 件の請負金額が 100 万円を超える工事を下請負施工した場合は、必ず提出することとし、二次以降の下請負契約がある場合には、元請負者に通知のあつた写しも提出すること。ただし、下請負施工が予定されているが、内容が未定の場合には「2 下請負契約の工事内容」欄に、「未定」とし、予定種別を記載して提出すること。また、下請負施工しない場合にあつては、「該当なし」と記載して提出することとする。
 - 工事内容欄については、種別名、数量を記載する。なお、下請負工事の内容を明確にするため、種別、数量を明示した図面を添付すること。ただし、添付図面については、小額工事等で契約担当者が不要と認めた場合は提出しなくてよい。
 - 下請負契約の工事内容を変更した場合は、別に定める変更通知書を提出すること。
 - 建設業法第 19 条に基づく下請負契約書(二次以降も含む)を添付すること。
 - 記載する枠は、所要の工事内容が記載できるよう適宜拡大して使用することとし、2 ページとなってもよい。
 - 下請負人が香川県外に本店を有する者である場合は、その理由を記載した理由書(任意様式)を添付すること。

2 下請契約の内容

下請負人の 商号又は名称	住 所	代表者氏名	下請負代金 額(円)	下請負契約に係る工事内容 (種別、数量)	工 期	主任 技術者名
知事一般・16・ 2087・関西地下 水源開発㈱	高松市三谷町 5098 番地 1	前川浩一郎		井戸工事	H19.7.25 ～ H20.1.31	前川昭二郎
大臣・特 17・ 1514・四電エナ ジーサービス㈱	高松市亀井町 1-3	永井建城		制御工事	H19.6.7 ～ H20.1.31	水田一樹
合 計						